※令和 4 年12月現在

·管理者 1名

·相談支援専門員 1名

事業所番号:0630200111 <指定特定相談支援> 0670200096 <指定障がい児相談支援>

●利用料について

・相談支援は、無料になっています。お気軽にご相談ください。

●個人情報の取り扱いについて

- ・ご利用者様の個人情報は、慎重に取り扱います。
- ・相談支援、サービス利用調整支援等の必要な場合以外に使用することはありま せんのでご安心ください。

●お問い合わせ

T992-0023

山形県米沢市下花沢 2 丁目 5-20 米沢駅前クリニック内 TEL 0238-27-1351

FAX 0238-27-1352

E-mail yonezawa-tomarigi@koutoku.or.jp 当法人 HP http://www.koutoku.or.jp 開館時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:00

※土日祝日、年末年始、お盆休暇は休みとなります

★この建物の 2 階に事務所があります



★事務所入口 ★面談室







指定特定相談支援事業所

障がい者総合支援法に基づき、障がいのある方(未成年を含む)や、 そのご家族が抱えるお悩みやご相談をお聞きしながら、相談支援専門 員の資格を持つ職員が必要な福祉サービスの提案や利用計画・調整を 行ってきます。一定期間ごと、評価と見直し(モニタリング)を行い、継 続したサービスの利用ができるように支援していきます。

※直接お越しの際は、事前に連絡をして下さい

●どんな相談が出来るの?



そんな時は、お気軽にご相談ください。 その他、些細なことでもご相談ください。

●相談する場所は?時間は?

<相談(面談)の場所について>

→特に決まりはありません。自宅・事業所内の面談室でも可。 その他、話をしやすい場所等がありましたら教えてください。

<u> <時間について></u>

→原則、相談支援センター米沢とまり木の開催日・時間となります。

開催日:毎週月~金曜日 時 間:8:30~17:00

※土日祝は休みとなります。但し、都合が合わない場合は要相談。

●利用するには

- 1. 申請
 - 【市町村担当窓口で、サービス申請を行う】→相談支援事業所に計画相談依頼、契約をします。
- 2. 障がい支援区分の認定調査 ※サービス内容により異なる 【心身の状況について本人や家族から聞き取りを行う】
- 3. 障がい支援区分の認定
- 4. サービス利用意向確認 【相談員が希望するサービスなどの内容を確認します】
- 5. サービス等利用計画を作成 【5. で確認した内容をもとに、相談員が作成し市町村に提出します】
- 6. 支給決定 【「障がい福祉サービス受給者証」が発行されます】
- 7. 担当者会議を実施 【利用する事業所担当者を交え、話し合いを行います】
- 8. 利用契約 【利用する事業所を契約します】
- 9. サービス利用開始





